

自己チェック!

健康にいきいきと働いていますか

| No | チェック項目 | 自己チェック |
|----|---|--------------------------|
| 1 | 年次有休休暇は取得できていますか | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 生理休暇は取得できていますか | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 更年期障害のための休暇はありますか | <input type="checkbox"/> |
| 4 | サービス残業をしていませんか | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 36協定は守られていますか | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 就業規則に育児・介護休業のための定めが設けられていますか | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 育児休業・介護休業をした職員の円滑な職場復帰のための教育訓練の機会がありますか。また、提供する旨を定めていますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 8 | 育児・介護のための勤務時間短縮などの措置がありますか | <input type="checkbox"/> |
| 9 | 子の看護休暇は何日ですか。有休ですか、無給ですか | <input type="checkbox"/> |
| 10 | 妊娠中の女性への軽易作業への転換は行われていますか | <input type="checkbox"/> |

妊娠したら母健連絡カード(母性健康管理指導事項連絡カード)を利用しましょう
 男女雇用機会均等法では、医師等の指導に基づいて母性健康管理の措置を講じることが事業主の義務とされています。母健連絡カードは、主治医等が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主へ明確に伝えるのに役立つカードです。

【母健連絡カードの使い方】

- 妊娠中及び出産後の健康診査等の結果、通勤緩和や休憩に関する措置が必要であると主治医等に指導を受けたとき、母健連絡カードに必要な事項を記入して発行してもらいます。(下図①②)
- 女性労働者は、事業主に母健連絡カードを提出して措置を申し出ます。(下図③)
- 事業主は母健連絡カードの記入事項にしたがって時差通勤や休憩時間の延長等の措置を講じます。(下図④)



今こそ、母性を考えよう!

ずっと働きつづけられる職場づくりのために
 母性保護月間(2月~4月)のとりくみを大きく広げよう。

3つの行動提起

- 職場のなかまとともに母性保護を学び広げるとりくみをすすめましょう。
- 生理休暇の取得できる職場環境づくりをすすめましょう。
- 生理休暇は生理や更年期障害など広範な母性保護に対応できる休暇制度に拡充しましょう。

生休取得に関する法律

改正労働基準法(生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置)第68条
 「使用者は、生理日に就業が著しく困難な女子が休業を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならない。」

2008年1月

生協労連女性部会

生協労連女性部会

母性保護月間

2008年2月~4月



2008 母性保護月間学習用リーフ

